

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和8年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産 価額〕	A (株価)		
大 分 類	中 分 類						令 和 7 年 平 均	7 年 11 月 分	7 年 12 月 分
<b>生活関連サービス業、娯楽業</b>		107		11.3	58	347	907	917	912
	生活関連サービス業	108	個人に対して身の回りの清潔を保持するためのサービスを提供するもの及び個人を対象としてサービスを提供するもののうち他に分類されないもの。例えば、洗濯業、理容業、美容業及び浴場業並びに旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業など	10.2	45	292	599	622	616
	娯 楽 業	109	映画、演劇その他の興行及び娯楽を提供し、又は休養を与えるもの並びにこれに附帯するサービスを提供するもの	12.8	77	423	1,336	1,327	1,325
<b>教育、学習支援業</b>		110		16.5	77	351	752	751	744
<b>医 療 、 福 祉</b>		111	保健衛生、社会保険、社会福祉及び介護に関するサービスを提供するもの（医療法人を除く）	6.8	40	251	406	420	427
<b>サービス業(他に分類されないもの)</b>		112		19.2	86	435	804	842	860
	職業紹介・労働者派遣業	113	労働者に職業をあっせんするもの及び労働者派遣業を営むもの	27.5	115	469	1,020	1,063	1,086
	その他の事業サービス業	114	サービス業（他に分類されないもの）のうち、113に該当するもの以外のもの	13.4	65	410	651	685	700
<b>そ の 他 の 産 業</b>		115	1 から114に該当するもの以外のもの	10.8	57	420	574	616	624

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和8年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和7年分のものとは異なる業種目などについては、令和7年11月分及び12月分の金額は、令和7年分の評価に適用する令和7年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和7年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和8年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和8年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】																
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分			
				8 年														
				1 月 分														
<b>生活関連サービス業、娯楽業</b>			107	<b>941</b> <b>899</b>	<b>933</b> <b>900</b>													
	生活関連サービス業		108	654 552	655 560													
	娯 楽 業		109	1,339 1,382	1,320 1,373													
<b>教育、学習支援業</b>			110	<b>749</b> <b>753</b>	<b>721</b> <b>750</b>													
<b>医 療 、 福 祉</b>			111	<b>435</b> <b>422</b>	<b>440</b> <b>420</b>													
<b>サービス業(他に分類されないもの)</b>			112	<b>893</b> <b>794</b>	<b>888</b> <b>796</b>													
	職業紹介・労働者派遣業		113	1,129 1,023	1,122 1,023													
	その他の事業サービス業		114	726 632	723 635													
<b>そ の 他 の 産 業</b>			115	<b>652</b> <b>560</b>	<b>669</b> <b>565</b>													